

官民連携まちなか再生推進事業 令和5年度 募集要領

■ 募集期間

令和4年12月23日(金) ~ 令和5年1月20日(金) 12:00まで

■ 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 諏訪、石井、越智

Tel: 03-5253-8111(内線 32575、32563、32543)

令和4年12月
国土交通省
都市局

< 目 次 >

I. 官民連携まちなか再生推進事業の概要

1. 目 的・・ p. 1
2. 事業概要・・ p. 1

II. 応募申請、ヒアリングについて

1. 応募について・・ p. 2
2. ヒアリングの実施について・・ p. 3

III. 補助対象事業の選定

1. 選定方法・・ p. 4
2. 選定基準・・ p. 4

IV. 事業の実施にあたっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 8

V. よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 9

<関連資料>

1. 官民連携まちなか再生推進事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別 添
2. 応募様式・・別 添
3. 【参考】官民連携都市再生推進事業制度要綱・・・・・・・・・・・・・・・・別 添
4. 【参考】官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱・・・・・・・・別 添

I. 官民連携まちなか再生推進事業の概要

1. 目的

官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組等を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力等の強化を図ります。

2. 事業概要

本事業は、以下の項目により構成されています。詳細については、官民連携都市再生推進事業制度要綱及び官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱をご参照ください。

項目	内容	対象地域	対象事業者	補助率		
エリアプラットフォーム活動支援事業	① エリアプラットフォームの構築	エリアプラットフォームの構築・運営に要する費用	全国	エリアプラットフォーム、市区町村 ^{※1}	定額 ^{※2}	
	② 未来ビジョン等の策定	未来ビジョン等の策定及び改定のための基礎データの収集・分析、社会実験、専門家の活用等に要する費用	全国	エリアプラットフォーム、市区町村 ^{※1}	定額(新規) ^{※2} 1/2(改定)	
	③ シティプロモーション・情報発信	未来ビジョン等に基づく、まちづくりの担い手や多様な人材を惹きつけるための情報発信等に要する費用	全国	エリアプラットフォーム	1/2 ^{※3}	
	④ 社会実験・データ活用	未来ビジョン等に基づく、都市の魅力を向上するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等に要する費用	全国		1/2 ^{※3}	
	⑤ 交流拠点等整備	地域交流創造施設整備	未来ビジョン等に基づく、地域交流創造施設の整備に要する工事費、附帯工事費、測量設計費又は補償費		滞在快適性等向上区域等	1/3
		国際交流創造施設整備	未来ビジョン等に基づく、国際交流創造施設の整備に要する工事費、附帯工事費、測量設計費又は補償費		特定都市再生緊急整備地域、都市再生緊急整備地域(中枢中核都市)	1/3
	⑥ 国際競争力強化拠点形成	国際競争力強化に係る連携ビジョン等の策定、シティプロモーション・情報発信、社会実験・データ活用、起業支援・人材育成等に要する費用	特定都市再生緊急整備地域			定額 ^{※4} 1/2
⑦ 地方都市イノベーション拠点形成	地方都市におけるイノベーション拠点の形成に係る連携ビジョン等の策定、シティプロモーション・情報発信、社会実験・データ活用、起業支援・人材育成等に要する費用	全国(東京都特別区、大阪市、名古屋市の旧市街地を除く)			定額 ^{※4} 1/2	
普及啓発事業	まちづくりの現場における課題解決に向けた持続可能な活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営、上記と連携した優れたまちづくり活動の普及啓発	全国	都市再生推進法人、民間事業者等		定額	

※1：「エリアプラットフォームの構築」及び「未来ビジョン等の策定」のうち新規に取り組む地域に限る。

※2：「エリアプラットフォームの構築」及び「未来ビジョン等の策定」のうち新規に取り組む事業については、合計年額1,000万円を上限とする。(最大2年間。ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした未来ビジョン等を策定するものに限り最大3年間。)

※3：1事業あたり1年間に限る。

※4：連携ビジョン及び連携ビジョンに基づく実施計画の策定のうち新規に取り組む事業については、合計年額1,000万円を上限とする。(最大2年間。ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした未来ビジョン等を策定するものに限り最大3年間。)

Ⅱ. 応募、ヒアリングについて

1. 応募について

(1) 提出物

項目		提出物
エリアプラットフォーム活動支援事業	①エリアプラットフォームの構築 ②未来ビジョン等の策定（新規）	<ul style="list-style-type: none"> ・応募様式A ・応募様式B※¹ ・エリアプラットフォーム規約※² ・エリアプラットフォーム構成員名簿※² ・上記データを統合したPDFデータ <p>※¹：「エリアプラットフォームの構築」のみに応募する場合でも、様式中のすべての設問に記載してください。</p> <p>※²：エリアプラットフォームとして応募する場合に添付してください。</p>
	②未来ビジョン等の策定（改定） ③シティプロモーション・情報発信 ④社会実験・データ活用 ⑤交流拠点等整備 ⑥国際競争力強化拠点形成 ⑦地方都市イノベーション拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> ・応募様式A ・応募様式C ・エリアプラットフォーム規約 ・エリアプラットフォーム構成員名簿 ・上記データを統合したPDFデータ ・エリアプラットフォームにより策定した未来ビジョン※³ <p>※³：左記項目の②～⑤に応募する場合に添付してください。</p>
普及啓発事業		<ul style="list-style-type: none"> ・応募様式A ・応募様式D ・上記データを統合したPDFデータ

(2) 提出先

管轄の地方整備局等へ電子メールにて提出してください。

局	部	課・係	提出先(メール)	住所	問合せ先
北海道開発局	事業振興部	都市住宅課 計画調整係	※お電話にてお問合せください。	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目1	011-709-2311
東北地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	※お電話にてお問合せください。	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	022-225-2171
関東地方整備局	建政部	都市整備課 都市再生係	※お電話にてお問合せください。	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1907
北陸地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	※お電話にてお問合せください。	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	025-280-8755
中部地方整備局	建政部	都市整備課 都市再生係	cbr-toshiseibi@mlit.go.jp	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8573
近畿地方整備局	建政部	都市整備課 都市再生係	※お電話にてお問合せください。	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	06-6942-1076
中国地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 市街地事業係	※お電話にてお問合せください。	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15	082-511-6190
四国地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	※お電話にてお問合せください。	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33	087-811-8315
九州地方整備局	建政部	都市整備課 都市再生係	※お電話にてお問合せください。	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10-7	092-707-0187
沖縄総合事務局	開発建設部	建設産業・地方整備課 都市整備係	※お電話にてお問合せください。	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1	098-866-1910

(3) 提出締切

令和5年1月20日（金）12:00必着

(4) 応募様式作成時の留意事項について

- ・様式の作成にあたり、欄の追加、欄の幅の拡大等の様式の変更は、原則、認められません。変更が必要な場合は、必ず予めお問い合わせ先にご連絡ください。
- ・様式の作成にあたり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。画質を落とすすぎたり、紙媒体をスキャンして使用したりする場合には、画像データの識別が困難になることがありますので、事前に確認のうえご提出ください。
- ・所定の提出物以外に参考資料の提出を希望する場合、提出を妨げるものではありませんが、極力最小限にとどめてください。
- ・様式等において、各種説明資料に添付された図表は、今後国土交通省にて内部資料等作成のため修正・加工する場合があります。そのため、画像データや計数表等の部品についてはできるだけ分割し、グループ化等の編集作業が可能になるよう作成してください。

2. ヒアリングの実施について

- ・選定にあたっては、必要に応じて応募内容に関する事務局からの個別ヒアリング（原則オンライン）を予定しています（2月中）。実施の際には、実施予定日・方法等を別途ご連絡いたします。
- ・なお、ヒアリングに伴い生じる交通費・通信費等については、応募者にてご負担いただきますようお願いいたします。

Ⅲ. 補助対象事業の選定

1. 選定方法

本事業は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通大臣が選定します。

2. 選定基準

(1) エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の新規策定

ア. 応募要件

- ① 事業主体が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められたエリアプラットフォーム又は市区町村であること。
- ② 事業内容が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められたエリアプラットフォームの構築や未来ビジョン等の新規策定に関するものであること。

イ. 重点審査項目

- ① 事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
調査・検討の進行管理や資金管理（不測の資金需要に対する備えを含む）、補助金事務をはじめとする各種事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。
- ② 未来ビジョン等の新規策定の目的や策定方針、手法等が地域のまちづくり課題に沿ったものであること。
ニューノーマル、デジタル社会等を踏まえ、まちづくりにおけるエリアの課題が的確に分析されるとともに、未来ビジョンの策定方針において、エリアの課題や分析結果に沿って、官民の関係者の適切な役割分担のもと、地域の資源として存在する官民の既存ストックや多様な都市サービスの提供に資するデジタル技術等を活用し、ゆとりと賑わいあるウォークブルなまちづくりや、豊かで暮らしやすい「新たな日常」の実現に向けたまちづくりの観点が明確に定められている地域に重点化を図ります。
- ③ 事業の実施にあたり、多様なまちづくりの担い手や関係者（都市開発事業を施行する民間事業者や公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等）の参画・連携が見込まれ、事業の実施体制が適切かつ持続的な体制であること。
まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする、または活動に関心を有する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、会社、地域団体等のうち主要な者^{※1}及び行政機関等^{※2}、多種多様なまちづくりの担い手が参画・連携する体制を構築（予定含む）している地域に重点化を図ります。
※1 都市再生推進法人、まちづくり会社、都市開発事業者、市街地再開発組合、中心市街地整備推進機構、自治会、商工会議所、商店街振興組合、社会福祉法人、青年会議所、任意のまちづくり団体等
※2 国、関係都道府県、公安委員会、公共交通事業者、都市開発事業を施行する民間事業者、独立行政法人、民間都市機構、金融機関、建築物の所有者、管理者若しくは占有者及び公共公益施設の整備若しくは管理を行う者等
- ④ 様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れた活動実績のある者（専門人材等）や団体の参画や支援が見込まれていること。

大学の有識者や中間支援組織（エリアマネジメント団体等）等、多数の優れたまちづくり活動実績のある者及び団体の参画や支援が見込まれるとともに、その活動実績がエリアの課題解決に向けた方向性と一致している地域に重点化を図ります。

- ⑤ **策定予定の未来ビジョン等に基づく取組として、官民連携によるパブリック空間の創出や活用が見込まれることなど、地域の魅力や活力の向上等の効果が見込まれること。**

官民連携によるパブリック空間の創出・活用^{*1}等に向けた取組の内容や方向性について、未来ビジョンの策定方針やエリアの課題に沿って具体的かつ適切に定められているとともに、滞在快適性等向上区域^{*2}の設定やウォーカブル推進税制^{*3}の活用が具体的に検討されている地域に重点化を図ります。

- ※1 官民連携によるパブリック空間の創出とは、官民それぞれの敷地において、官民が連携して日常的に広く一般の方が利用可能となる一体的空間に整備することをいい、官民連携によるパブリック空間の活用とは、道路や公園等の公共空間の利活用や、公園や公有地等において民間による施設運営（例：Park-PFI）を行うことなどをいう。
- ※2 滞在快適性等向上区域とは、都市再生特別措置法第46条第2項に規定されている区域であり、具体的には都市再生整備計画の区域内に定める歩ける範囲のエリアであって、賑わいあふれるまちづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域をいう。
- ※3 ウォーカブル推進税制とは、官民が一体となって魅力向上を図るための新たな制度に基づき、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する税制の特例措置をいう。

- ⑥ **事業実施後の取組の持続性及び効果が高いと期待されるものであること。**

エリアプラットフォームの持続的な活動を実現するための安定的な財源確保の方策や人材確保・組織体制の構築に向けた取組の方向性について、具体的かつ適切に定められている地域に重点化を図ります。

（２）未来ビジョン等の改定、シティプロモーション・情報発信、社会実験・データ活用、交流拠点等整備

ア．応募要件

- ① **事業主体が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められたエリアプラットフォームであること。**
- ② **事業内容が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められた未来ビジョン等の改定、シティプロモーション・情報発信、社会実験・データ活用、交流拠点等整備（地域交流創造施設整備、国際交流創造施設整備）に関するものであること。**

イ．重点審査項目

- ① **事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。**
- 調査・検討の進行管理や資金管理（不測の資金需要に対する備えを含む）、補助金事務をはじめとする各種事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。
- ② **事業の実施が、補助事業の目的を達成する上で効果があると認められること。**
- ニューノーマル、デジタル社会等を踏まえ、まちづくりにおけるエリアの課題や分析結果に沿って、官民の関係者の適切な役割分担のもと、地域の資源として存在する官民の既存ストックや多様な都市サービスの提供に資するデジタル技術等を活用し、エリアの課題の解消、あるいは、新たな価値創造に繋がるイノベーションの創出や国際競争力の強化に資する取組を実施する地域に重点化を図ります。

③ 事業の実施が、関係者の連携、協力のもとになされると認められること。

事業の実施に当たり、エリアプラットフォームの構成者やそれ以外の多種多様な関係者が参画・連携する体制を構築している地域に重点化を図ります。

(3) 国際競争力強化拠点形成、地方都市イノベーション拠点形成

ア. 応募要件

- ① 事業主体が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められたエリアプラットフォームであること。
- ② 事業内容が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められた国際競争力強化拠点形成、地方都市イノベーション拠点形成に関するものであること。

イ. 重点審査項目

- ① 事業の実施が、他都市との交流・連携を図るものであること。
インキュベーション施設等の活用を通じ、他都市との交流・連携を図り、大都市の国際競争力及び地方都市のイノベーション力の強化に資する取組を実施する地域に重点化を図ります。
- ② 事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
調査・検討の進行管理や資金管理（不測の資金需要に対する備えを含む）、補助金事務をはじめとする各種事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。
- ③ 事業の実施が、補助事業の目的を達成する上で効果があると認められること。
ニューノーマル、デジタル社会等を踏まえ、まちづくりにおけるエリアの課題や分析結果に沿って、官民の関係者の適切な役割分担のもと、地域の資源として存在する官民の既存ストックや多様な都市サービスの提供に資するデジタル技術等を活用し、エリアの課題の解消、あるいは、新たな価値創造に繋がるイノベーションの創出や国際競争力の強化に資する取組を実施する地域に重点化を図ります。
- ④ 事業の実施が、関係者の連携、協力のもとになされると認められること。
事業の実施に当たり、エリアプラットフォームの構成者やそれ以外の多種多様な関係者が参画・連携する体制を構築している地域に重点化を図ります。

(4) 普及啓発事業

ア. 応募要件

- ① 事業主体が、都市再生推進法人、民間事業者、NPO法人その他これらに類する者（都市再生推進法人、民間事業者等を構成員とするJVを含む。）であること。
- ② 事業内容が、官民連携都市再生推進事業制度要綱に定められた普及啓発事業であること。

イ. 重点審査項目

- ① 事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
事業の進行管理や資金管理（不測の資金需要に対する備えを含む）、補助金事務をはじめとする各種事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。

② 事業の取組テーマ、取組内容、手法等が先導的、先進的であること。

事業の取組テーマが都市の課題解決やエリアの再生をテーマとしたものであり、かつ取組内容や手法等が先導的、先進的であるものに重点化を図ります。

③ 事業の実施にあたり、多様なまちづくりの担い手の連携が見込まれること。

事業主体が、事業において普及啓発を図る取組内容や手法に関する実績・経験のある人材を確保しているものに重点化を図ります。

④ 地域の魅力や活力の向上等の効果が見込まれること。

事業を通じて水平展開されるノウハウ等を活用した各地におけるまちづくり活動により、地域の魅力・活力の向上等の高い効果が見込まれるものに重点化を図ります。

⑤ 事業の取組の継続性が高いと期待されるものであること。

事業を通じて水平展開されるノウハウ等の活用により、各地において民間主体の持続可能なまちづくり活動の実現可能性が高いと見込まれるものに重点化を図ります。

IV. 事業の実施にあたっての留意点

本補助金の活用には、下記の事項のほか、補助金等に係る予算の適正化に関する法律、官民連携都市再生推進事業制度要綱及び官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

(交付申請)

- ・ 補助対象事業に選定された場合は、速やかに交付申請書を提出してください。

(補助金の対象経費)

- ・ 原則として、補助金の交付前に着手した施設整備等については補助対象外となりますので、必ず交付決定を受けてから事業に着手するようにしてください。
- ・ したがって、応募・交付申請に要する経費などは交付決定日以前に発生する経費であり、補助の対象とはなりません。

(事業の実施及び事業内容の変更)

- ・ 事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助金交付要綱に従って、事前に承認を得なければなりません。

(進捗状況の報告)

- ・ 年度途中で、取組みが目標どおりに進んでいるかの報告を求めるとしてあります。国土交通省の指定する様式にて進捗状況の報告をお願いいたします。

(実績報告)

- ・ 事業主体は補助事業を完了後、実績報告書等を提出していただくこととしております。

(補助金の支払)

- ・ 補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります（年度途中であっても、事業が完了している場合には、所定の手続きにより支払われます）。
- ・ 振込口座について、エリアプラットフォームの場合はエリアプラットフォームの交付申請者であることが明確に分かる口座名義としてください。

(事業の実施後)

- ・ 事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む）を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ・ 本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後、毎年、定期的に追跡調査を行う予定です。

V. よくある質問

(1) エリアプラットフォームについて

No	質 問	回 答
1	エリアプラットフォームの役割とはどのようなものですか。	エリアの現状や課題等を踏まえて、エリアの将来像・それを実現するための取組をまとめた未来ビジョン等を策定し、策定後には、ビジョンに基づき、将来像の実現に向けた取組を行います。
2	エリアプラットフォーム数は1市町村あたり1プラットフォームに限定されますか。	限定はしていません。市域の各拠点等において、それぞれのエリアプラットフォームが構築されることも想定しています。
3	エリアプラットフォームが構築されたと思なされる要件とは何ですか。	エリアプラットフォームの構成員や事務局等について、規約等を定めていることです。
4	オブザーバーとして参加する者も構成員と思なすことができますか。	エリアプラットフォームは未来ビジョンの策定・共有を行う場であることから、オブザーバーは構成員として思なすことはできません。
5	市町村がオブザーバーとして参画する場合、エリアプラットフォームとして思なされますか。	上記回答のとおり、市町村が構成員ではなくオブザーバーの場合、エリアプラットフォームの要件を満たしていないことからエリアプラットフォームとして思なせません。
6	都市再生緊急整備協議会など、既に設置された協議会は補助対象者になることは可能ですか。	エリアプラットフォームの要件を満たしていれば、既存の協議会も、補助対象者としています。
7	エリアプラットフォームの要件の1つに、『様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れた活動実績のある者の参画や支援』とあるが「参画や支援」とはどのようなものですか。	様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れた活動実績のある者が、必ずしもエリアプラットフォームの構成員となることを要件化するものではなく、オブザーバーや有識者等としての関与も想定し、「参画や支援」としています。
8	既存のまちづくり会社等は、必須とする構成員と専門人材・中間支援組織を兼ねることができますか。	兼ねることができます。
9	法人格のない任意団体であるエリアプラットフォームや民間事業者等も、事業主体の対象となりますか。	法人格のない任意団体も対象となります。

(2) 未来ビジョン等について

No	質 問	回 答
10	未来ビジョン等の策定の対象範囲の要件はありますか。	エリアの面積や人口密度など数値的条件を定めておりませんが、市の拠点など、エリア再生に関する取組が重点的に実施される区域を対象エリアとして想定しています。
11	未来ビジョン等の数は、1市町村あたり1ビジョンに限定されますか。	市域に複数の拠点機能が点在する地域にあつては、拠点ごとに未来ビジョンを策定することも可能です。
12	未来ビジョンの策定の対象エリアは、他の未来ビジョンの対象エリアと重複してよいですか。	未来ビジョン等は、エリアの再生に向けてエリアの将来像や取組を策定するものであり、1つのエリアで複数の未来ビジョンに基づく将来像があると混乱することから、原則重複できません。

13	1つのエリアプラットフォームで複数の未来ビジョンを策定することは可能ですか。	エリアプラットフォームは未来ビジョン等の対象エリアの再生に向けて、官民が一体となって取り組む組織体であることから、複数の未来ビジョンを策定することはできないこととしています。 なお、未来ビジョン策定後に未来ビジョンに基づく取組を行う中で、対象エリアの見直しを行うことは考えられます。
14	未来ビジョン等の「等」とはどのようなものですか。	地域の目指す将来像などを示した未来ビジョンに基づき、具体的な施策や役割分担、スケジュールを定めたアクションプラン、まちづくり計画などを想定しています。
15	未来ビジョン等に目標値の記載を要件としていますか。	要件化はしていません。
16	都市計画マスタープランを未来ビジョンとすることは可能ですか。	都市マスタープランを未来ビジョンとすることはできません。 なお、都市計画マスタープランに掲げられた「まちづくりの理念」や「全体構想」「地域別構想」を踏まえ、未来ビジョンを策定することが望ましいと考えます。また、地域別構想が策定されていない地域においても未来ビジョン等を策定することは可能です。

(3) エリアプラットフォーム活動支援事業について

No	質問	回答
17	「エリアプラットフォームの構築」と「未来ビジョン等の新規策定」の同時応募は可能ですか。	エリアプラットフォームの構築と未来ビジョン等の策定を同一年に実施することは可能です。事業主体毎に、応募に必要な提出物を1セット提出願います。
18	応募する事業が2年間を予定している場合、今回の記載内容は募集年度分のみを記載すれば良いですか。また、次年度分は別途応募することとなりますか。	記載対象は主に当該年度分です。ただし、様式 A に「令和6年度以降の事業予定」を記載する項目があるので、そちらに今後のご記入をお願いします。また、次年度分については、改めて応募していただくこととなります。
19	支援期間について、「試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り最大3年間」とありますが、この試行・実証実験の要件はありますか。	要件は設けておりませんが、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした、豊かで暮らしやすい「新たな日常」の実現するビジョン検討に必要な試験的な取組(※)を想定しています。 ※例えば、ゆとりとにぎわいある日常空間形成を行う取組が考えられます。
20	添付する規約等は、原本でなければならないですか。	写しで構いません。
21	人件費の具体的な対象はどのようなものですか。エリアプラットフォームの運営事務局職員の人件費は対象となりますか。	例えば、実証事業時に必要となる交通誘導員等、事業執行に直接必要な事務に従事する臨時職員に限り対象となります。継続的に雇用されている者や、庶務、経理等の一般事務に従事する者は対象外です。

(4) 普及啓発事業について

No	質問	回答
22	エリアプラットフォーム活動支援事業につながる取組のみが普及啓発事業の補	エリアプラットフォーム活動支援事業の実施につながる取組のみならず、都市の課題解決をテーマに、民間まちづくり活動における

	助対象となるのですか。	先進団体が持つ、継続的なまちづくり活動のノウハウなどをまちづくり活動に取り組んでいる者又は取り組もうとしている者に普及啓発するために行う事業が補助対象となります。 なお、普及啓発事業は、特定の地域における民間まちづくり活動の普及啓発は目的としておらず、全国へと水平的に展開されることを目指しているものです。
23	様式 D-1「5年以内に実施した同種・類似業務の実績」の欄は、まちづくりに関する実績を記載することは可能ですか。	本欄に記載する実績は、まちづくり活動やそのノウハウを普及啓発する事業の実績を記載してください。

(5) その他（共通）

No	質問	回答
24	提出物に、応募者の代表印、認印などは必要ですか。	押印は不要です。
25	提出物の事前確認をしていただくことは可能ですか。	公募期間中の提出物の記載内容の事前確認は、審査の公平性を確保するため、行わないこととしております。
26	交付決定はいつ頃になる予定ですか。	交付決定の時期は、交付申請から1～2ヶ月を要します。現時点では、4月上旬に内定通知を発出予定であり、その後交付決定を行いますので、内定通知後は速やかに交付申請を行って下さい。
27	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で相手との調整等が難航した場合、次年度への繰越は可能ですか。	地方整備局等と協議の上、協議が整えば次年度への繰越は可能です。ただし、可能な限り、要望額は当該年度で執行可能な金額となるよう十分に精査していただくようお願いいたします。
28	補助金支払い時期はいつ頃ですか。	官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱第 23 条に基づき、事業完了後に支払いとなります。